

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

懲罰特別委員会会議録			
日 時	平成 30 年 2 月 21 日 (水)	開 議	午後 3 時 18 分
		散 会	午後 3 時 46 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、中村（誠吾）副委員長、千葉・酒井（隆裕）・松田・ 酒井（隆行）・面野・小貫・横田各委員		
説明員	総務課長		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>年長委員</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○横田年長委員

年長の故をもちまして、臨時に委員長の職務を行います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆裕委員、松田委員を御指名いたします。

これより、委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、年長委員において指名いたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田年長委員

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、委員長に前田委員を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました被指名人をもって、当選人と決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田年長委員

御異議なしと認め、委員長は前田委員と決しました。

委員長と交代いたします。

(委員長就任挨拶)

○委員長

これより、副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、委員長において指名いたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、副委員長に中村誠吾委員を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました被指名人をもって、当選人と決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、副委員長は中村誠吾委員と決しました。

(副委員長就任挨拶)

○委員長

この際、お諮りいたします。

当委員会の運営について協議するため、正副委員長のほか、各会派 1 名をもって構成する理事会を設置し、副委員長の所属する会派については、副委員長が理事を兼ねることにしたいと思ひますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 32 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

懲罰動議提出者から懲罰動議の提出理由の説明を求めるものでありますが、既に本会議で聞いておりますので、省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、提出理由の説明は省略することに決しました。

次に、一身上の弁明ですが、石田議員から一身上の弁明をしたい旨の申出がありませんでしたので、省略することといたします。

これより、石田議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、審査を行います。

自民党、共産党、民進党、公明党の順でお伺いしていきます。

**○酒井(隆行)委員**

陳謝文の朗読を拒否したこと、議会の議決を尊重しなかったこと、これは十分懲罰を科すべきと考えます。

懲罰を科した場合、陳謝以上の懲罰ではないかと考え、出席停止 7 日間と考えます。

**○小貫委員**

きょうの石田議員の弁明を聞いていますと、議会在全会一致で決めたことが、気に食わないからやらないのだと、端的に言えばそういう話だったのですけれども、共産党も各種議案に対して反対を表明するし、否決も表明します。予算についてもそうです。しかし、だからといって議決された予算に対して、公共料金の消費税を払わないとか、そういう話はしません。

やはり議決されたものについては、それは自分の意に沿わなくても、しっかりと従うというのが、議決機関の一員としての議員の態度だと私は考えます。

今回の態度は、そういう意味では議員として無責任な態度だと。従って、懲罰を科すべきだと考えます。

そして、今回、石田議員は陳謝しないと、懲罰特別委員会が作成した文書では陳謝しないということですから、陳謝の懲罰では恐らく同じことだと思いますので、それでしたら出席停止がふさわしいのではないかと、期間については 7 日間が過去の前例だということなので 7 日間ということで、私たちは懲罰を科するという態度をとりたいと思います。

○中村（誠吾）委員

本件の問題は、やはり提案されたとおり議場の秩序と議会の自律権だとは思いますが、私は、先ほどの弁明を聞いておりました、最も驚くべきことは、議長に対して不公平であると言いました。議会の存続を私は脅かす発言だと認識しました。看過はできないため、まずはそのような理由から懲罰を科すべきだと民進党としては申し上げたい。そして、懲罰を科すに当たって私どもとしては、出席停止ということを考えております。

○委員長

日数はどうでしょう。

○中村（誠吾）委員

日数のことは、まだ詳しく聞いていないところもありますので、もし、前例があるのであれば、その前例にのって、まず最少の段階なのかなと。最少という言葉に語弊があれば訂正しますが、そのように考えております。

○千葉委員

今、各会派の方から意見がありましたけれども、私たちもきょうの弁明を聞いていて、懲罰特別委員会が勝手に陳謝文をつくってきてという、勝手につくったわけではないので、この部分もいかがと思っています。

また、議長の件も、先ほど民進党の中村誠吾委員がおっしゃったとおりだと思っておりますし、とにもかくにも、委員会で決まったことに従わないのであれば、更なる懲罰をしっかりとしないとならないと思っておりますし、科すべきだと思っております。その場合の懲罰の種類は出席停止 7 日間ということで考えております。

○委員長

一通りお話を伺いました。科す、科さないの部分については、4 会派一致して科すということになっております。そして種類については「出席停止」とここまでは一致しています。出席停止日数については、自民党は 7 日間、共産党は 7 日間、公明党は 7 日間ということで、民進党が持ち帰り協議をしたいと……

（「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

中村誠吾委員。

○中村（誠吾）委員

7 日間という、日数の具体的なところを私が失念しておりましたので、私どもも 7 日間ということにさせていただきたいと思っております。

○委員長

ただいま民進党から、出席停止について 7 日間ということで、再度発言がございました。ということで全会派、懲罰を科すということと 7 日間の出席停止ということで一致しました。

このほか、何か御意見があれば承りますが、なければ審査を終結して理事会を速やかに開催したいと思っております。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 44 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論を省略し、これより直ちに採決いたします。

まず、本件につきまして、懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて、採決いたします。

石田議員に対し懲罰を科すことに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、本件は懲罰を科すことと決しました。

次に、7 日間の出席停止の懲罰を科すことについて、採決いたします。

石田議員に対し 7 日間の出席停止の懲罰を科すことに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、7 日間の出席停止の懲罰を科すことと決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件に対し、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも中村誠吾副委員長を初め委員各位の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。